平成２９年（フ）第５３７号
岡山県和気郡和気町日笠下1001番地、旧住所岡山市北区幸町６番17号　チュリス幸町902
債務者　藤本　一美
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前11時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６３号
岡山県玉野市玉原２丁目17番２―201号　志池住宅
債務者　長曽我部斉
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０６６号
東京都世田谷区松原１丁目９－８―107
債務者　登内さやか
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０７３号
東京都江東区亀戸７丁目38―６―202
債務者　折舘　　龍
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０８４号
東京都立川市錦町４丁目４―21
債務者　濱田真理子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０８６号
東京都練馬区大泉町４丁目26―19　第２田中荘203
債務者　丸山　繁喜
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０９１号
東京都荒川区町屋３丁目29―14
債務者　坂田　　渚（旧姓雨宮）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０号
沖縄県沖縄市越来１丁目14番15号　伊礼アパート103
債務者　阿嘉めぐみ
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第９０７号
東京都府中市是政２丁目３番地の８ファミーユ落合302
債務者　落合　　透
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１６３号
横浜市戸塚区名瀬町70番地17　ネオコーポ戸塚224号
債務者　中田　雅久
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８０号
神奈川県藤沢市鵠沼神明４丁目１番５号　五十嵐荘104号
債務者　館山　美子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０６号
横浜市緑区中山町329番地１　中山駅前ハイツ１―501号
債務者　今村　弘志
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４４号
横浜市南区三春台127番地　鈴木荘102
債務者　金久　頼市
保佐人　寺岡　幸吉
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８３号
東京都東村山市本町３丁目９番地49清和マンション202
債務者　張　　嘉歓
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５９号
静岡県袋井市新池667番地の１　Ｅｎｋｅｌ　ＲＹＯ　Ｂ202号室
債務者　平口八重乃
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係